

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
－一般的な注意喚起について－

令和2年5月14日
水産大学校

学生の皆様へ

厚生労働省は5月8日、新型コロナウイルスのPCR検査について新たな相談の目安を公表しました。2月以降「37度5分以上の発熱が4日以上」としていた表記を取りやめ、具体的な体温は示さず、息苦しさや高熱などの症状があればすぐに相談するよう呼びかけています。変更後の目安を以下の通りまとめましたのでお知らせします。

「新型コロナウイルス相談窓口」相談前に心がけること

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、外出を控えてください。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、自己健康チェックシートを使用し体温等を記録してください。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。
- 発熱、咳などの風邪症状がある場合は、登校せずに自宅待機してください。なお、症状が治まった後、登校した際に欠席届（※）を授業担当教員に提出してください。

※欠席届の様式はMASISにUPしますのでご利用ください。

「新型コロナウイルス相談窓口」に相談する症状の目安

- 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
- 高齢者など重症化しやすい人（※）で発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 重症化しやすい人でなくても、発熱やせきなど比較的軽いかぜの症状が4日以上続く場合

「新型コロナウイルス相談窓口」

下関市立下関保健所 保健医療政策課

電話番号：083-250-7778

開設時間：午前9時00分～午後9時00分（平日・土日祝日とも）